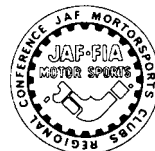




## 2003 年 JMRC ラリーシリーズ関東地域統一規則書



公示 本競技会は日本自動車連盟(JAF)公認の基に FIA 国際モータースポーツ競技規則ならびにそれに準拠した JAF 国内競技規則および JMRC ラリーシリーズ関東地域統一規則書および各競技会特別規則にしたがって開催される。

### 第 1 条 競技会の名称および格式 (別表に記載)

### 第 2 条 競技会の種目 4 輪自動車によるタイムラリー

### 第 3 条 オーガナイザー (別表に記載)

### 第 4 条 開催日 (別表に記載)

### 第 5 条 開催場所 (コース) (別表に記載)

### 第 6 条 申込期日および参加申込先 (別表に記載)

### 第 7 条 大会役員 (各競技会特別規則書に記載)

### 第 8 条 競技役員 (各競技会特別規則書に記載)

### 第 9 条 競技内容 (SS ラリー又はアベレージラリー) (各競技会特別規則書に記載)

### 第 10 条 参加料および保険料 (各競技会特別規則書に記載)

### 第 11 条 アシスト行為 (各競技会特別規則書に記載)

### 第 12 条 タイムスケジュール (各競技会特別規則書に記載)

### 第 13 条 参加資格

- (1) 1 台の車両に乗車する定員はドライバー、ナビゲーター (コ・ドライバー) の 2 名 (以下クルー) とし、2003 年の JAF 国内競技運転者可証 B 級以上の所有者でなければならない。
- (2) クルーは本競技会に参加申し込みを行う時点において、参加車両を運転するのに有効な運転免許証を取得後 1 年以上経過していなければならない。
- (3) 第 13 条 (2) における参加資格を満足しない場合でも、オーガナイザーの判断により参加を認める場合がある。
- (4) 20 歳未満の者が参加する場合には、親権者の承諾を必要とする。
- (5) 埼玉群馬フレッシュマンラリーシリーズにおいては当該シリーズの前年度のシリーズ優勝者 (ドライバー) は、参加できない。

### 第 14 条 参加車両

- (1) 2003 年 JAF 国内競技車両規則第 2 編登録番号標付競技車両共通規定または第 3 編ラリー車両規定合致し、下記の搭載備品を備えた車両。(P・B・N・RN・RJ の各車両)  
非常用停止表示板 2 枚 (三角停止板) 非常用信号灯 (発煙筒) 赤色灯、牽引ロープ、救急薬品、ヘルメット (JIS 乗用車用安全帽規格適合品又はそれと同等以上の物) 及び国内競技車両規則第 2 編第 2 章第 4 条 4.1) に定められた消火器。  
なお 4.2) に定める自動消火装置の取付は安全上、強く推奨するが装着を義務づける物ではない。
- (2) 安全および騒音公害防止上、2003 年 JAF 国内競技車両規則第 3 編ラリー車両規定第 3 章第 3

条エンジン排気系の規定に車両特別規則として以下の条文を追記する。

「触媒コンバーター以降の排気管及びマフラーは当該車両型式に設定される純正品もしくはそれを補強した物を使用する事」

但し、競技会特別規則書により「 」内を削除することは制限しない。

- (3) クルーの保護を目的に参加車両は6点式以上のロールバーを装着する事を義務とする。

但し、競技会特別規則書によりロールバーの装着を問わない場合は、規則に明記する事により装着の義務を解除する事が出来る。

## 第15条 クラス区分

- (1) イーストラリーツアー、埼玉群馬ラリーシリーズ、埼玉群馬フレッシュマンラリーシリーズ

Aクラス：排気量1400ccを含み1400ccまでの車両。

Bクラス：排気量1400ccを超え2500ccを含み2500ccまでの車両。

Cクラス：排気量2500ccを超える車両。

- (2) 長野県シリーズ

A・Bクラス：排気量2500ccを含み2500ccまでの車両。

Cクラス：排気量2500ccを超える車両。

- (3) チャレンジカップラリーシリーズイン東京

排気量によるクラス分けはしない。

## 第16条 参加申込

- (1) 所定の申込用紙に参加料を添えて第6条の参加申込先へ期日までに必着するよう書留郵便で送付または持参のこと。また、参加申込書、車両申告書、競技出場経歴、誓約書に必要事項を全て記入し、乗員が未成年者の場合には誓約書に必ず親権者の署名および承諾印を捺印のこと。

尚、詳細は競技会特別規則書による。

- (2) 当該競技会に有効な任意保険に加入を義務づける。(対人/搭乗者)

尚、JMRCC共済にクルーが加入していれば、共済の1000万円を搭乗者保険として適応できる。既加入者はその保険証券または領収書の写しを同封すること。

オーガナイザーの用意した保険の詳細は競技会特別規則書による。

個人で加入する場合は、その旨オーガナイザーに申し出たうえ、当日その保険証券または領収書を受付に提示すること。

- (3) JMRCCに加盟しているJAF登録クラブ・団体に所属する参加者は当該競技会の参加料に1チーム当たり1000円を割引いた額とする。虚偽の申告があった場合には第45条(12)により罰則を与える場合がある。尚、詳細は各競技会特別規則書による。

- (4) 上記(2)搭乗者保険にJMRCC共済を適応する場合、及び(3)参加料の割引を適応する場合は、JMRCC共済会加入証の写しを添えて申込み、当日受付にて提示すること。

- (5) 参加台数は60台までとする。

- (6) オーガナイザーは理由を明示する事なく参加拒否の権限を有する。

- (7) 参加申込書、車両申告書の記載事項変更は開催日の3日前までに文書をもって申告すること。

- (8) 正式参加受理後の乗員の変更は認められない。ただし、参加者より事由を記した文書と事務手数料2000円が提出され、競技会審査委員会が認めた場合はこの限りではない。

- ( 9 ) 参加クラスの変更を伴う車両変更は認められない。
- ( 1 0 ) 参加申込が 6 0 台を越える場合、 J M R C 加入クラブ所属者を原則として優先的に受理する。
- ( 1 1 ) 参加不受理の場合は参加料および保険料が全額返還される。ただし、事務手数料として 2 0 0 0 円を参加申込者の負担とする。

## 第 1 7 条 車両検査

- ( 1 ) 参加車両はオーガナイザーが定めた場所、時間に公式車両検査を受けなければならない。公式車両検査は J A F 公認競技会参加車両検査チェックリストに基づきチェックする。
- ( 2 ) 車両検査時までに運転免許証、競技運転者許可証、自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証およびラリー競技に有効な自動車保険証券またはその領収書の携行をチェックする。
- ( 3 ) 車両検査時に J A F 公認競技会参加車両検査チェックリストを提出すること。
- ( 4 ) 規定の時間内に車検に合格しない車両は、例外なくスタートできない。ただし、技術委員長が特に認めたときに限り 5 0 0 0 円の再車検料を支払い、再車検を受けることが出来る。
- ( 5 ) オーガナイザーは競技中であっても技術委員が必要と認めたときに車両検査を行うことができる。
- ( 5 ) 上記車両検査に於いて技術委員が要求する車両各部の分解および検査終了後の再組立はすべて参加者の用意する人員、工具、部品ならびに費用をもって行うものとする。

## 第 1 8 条 参加者の遵守事項

すべての競技参加者は競技中、次の事項を守らねばならない。

- ( 1 ) 競技中は道路交通法の遵守を最優先とする。
- ( 2 ) 一般車両および歩行者に迷惑を及ぼさないこと。
- ( 3 ) 他車に追従する場合または対向車のある場合は前照灯の照射方向を適切に変換し、眩惑を生じさせないように留意すること。
- ( 4 ) 明らかに追い越そうとしている車両がある場合は安全かつ速やかに進路を譲ること。
- ( 5 ) 登録したクルー以外は乗車してはならず、 1 名のドライバーによって 1 5 0 k m 以上連続して運転しないこと。
- ( 6 ) 競技から離脱した場合は直ちに最寄りの競技役員にリタイヤ届けを提出すること。提出が不可能な場合は電話等の手段で競技会事務局に連絡すること。
- ( 7 ) 失格またはリタイヤとなった場合は直ちにゼッケン、ラリー競技会之証およびその他の競技関係添付物を取り除くこと。
- ( 8 ) 安全ベルトは必ず装着し、タイムトライアルを行う場合やオーガナイザーの指示がある場合は必ずヘルメットを着用すること。
- ( 9 ) タイムトライアル区間やオーガナイザーの指示がある場合は、必ずサイドウィンドウを閉じて走行すること。
- ( 1 0 ) 競技中はオーガナイザーが指定した場所以外で整備作業を行うことができない。
- ( 1 1 ) 整備作業を行うことができる者は、当該車両のクルーおよびオーガナイザーが認めた作業員とする。
- ( 1 2 ) 各競技会特別規則書に記載されている項目以外に何らかの整備作業を行う必要がある場合は、競技会技術委員長の許可を得ること。
- ( 1 3 ) 整備作業にあたっては、他の交通および作業員の安全確保に十分留意すること。

- ( 1 4 ) 整備作業実施後は必ず担当競技役員の確認を受けること。
- ( 1 5 ) オーガナイザーが指定した給油所以外で給油することは認められない。また給油中はエンジンを停止するとともに、クルーは車外で待機するか、車内で待機する場合は安全ベルトを外し、ドアを開けておくことが望ましい。
- ( 1 6 ) スポーツマンシップに則り、公序良俗に反する行為をしてはならない。
- ( 1 7 ) 競技にふさわしい服装をすること。(レーシングスーツまたは長袖、長ズボンの着用)

## 第 1 9 条 ルート

- ( 1 ) ルートは占用許可を得た区間と一般の通行に供される公道を使用し行われる。
- ( 2 ) オーガナイザーは天候・道路状況・その他の事情により予告なくルートを変更することができる。この場合は競技役員の合図または所定の矢印方向の表示をもって明示する。

## 第 2 0 条 競技規則の適用

- ( 1 ) 第 2 1 条～第 3 1 条までをアベレージラリーに適用する。
- ( 2 ) 第 3 2 条～第 4 2 条までをスペシャルステージ( S S ) ラリーに適用する。

## 第 2 1 条 スタート

- ( 1 ) スタートはゼッケン番号順に 1 分 1 台間隔とする。
- ( 2 ) 各自のスタート時刻は当日発表する。
- ( 3 ) スタート方法はスタート 1 分前にスタートラインに着き、3 0 秒前より秒読みし、クラブ旗または日章旗などの合図をもってスタートする。

## 第 2 2 条 コントロールシートおよびロードブック

- ( 1 ) コントロールシートおよびロードブックはスタート地点にて交付される。
- ( 2 ) 競技者はロードブックなどに記載された指示事項に従って競技コースを走行する。
- ( 3 ) ロードブック内の特に指定のない距離は参考距離とする。
- ( 4 ) 競技者は指定の時間内にチェックカード等をコントロールシートに貼付し、かつ必要事項を記入したうえで競技会事務局に提出しなければならない。

## 第 2 3 条 チェックポイント( C P )

C P は原則として進行方向左側に設置され、C P 表示物によってその位置を競技者に明示する。

## 第 2 4 条 パスコントロールポイント( P C )

- ( 1 ) 各 C P 間には速度変更地点( P C )を設置することがある。この地点までの所要時間計算の秒はそのまま加算し、秒未満は切り捨てる。
- ( 2 ) P C からの指示速度は指示書に記載する。

## 第 2 5 条 レストコントロールポイント

各スタートより最長 1 5 0 k m 以内の地点にレストコントロールポイントを設ける。

## 第26条 コントロールライン

コントロールラインはスタート、ＣＰ、フィニッシュに於ける計時の基準線であり、白線またはロープなどをもって示され、原則として道路全幅に及ぶものとする。

## 第27条 チェックポイントの通過方法

(1) 特に指示されたＣＰを除きＣＰ、フィニッシュの発見後、時間調整とみなされる徐行をした場合は競技役員が速やかにチェックインをうながし、さらにその指示に従わない車両はその役員が当該車両を発見した時刻を通過時刻として記録される。

(2) 各ＣＰのコントロールライン通過後はラインから10m～50m先のＣＰ役員車停止位置に停車してチェックカードの交付を受けること。すでに停車中の競技車のある場合は前方車の後部に順次停車し、前方車が発進してから前進し正しい位置で交付を受ける。

(3) 競技車はＣＰ役員車の横に競技役員の安全のため三角反射板が設置された場合、これに接触しないよう正しい位置に停車すること。

(4) チェックカードには通過時刻、次の指示事項、ゼッケン番号を記入し発行する。

(5) 計測ライン上を2台以上の参加車両が並進して通過した場合、進行方向右側の車両は計時されない。

(6) ＣＰ、フィニッシュに於いて先着車は後続車の進路を妨げてはならない。

(7) ＣＰ、フィニッシュの発見は競技者の義務とする。

## 第28条 チェックポイントの開設・閉鎖

ＣＰの開設は1号車の通過(到着)予定時刻の15分前より開設され、閉鎖は最終号車の通過(到着)予定時刻の20分後を原則とする。ただし、全車の通過(到着)が確認された場合はこの限りではない。

## 第29条 スペシャルステージ(ＳＳ)

(1) ＳＳの前のＣＰの競技役員の指示に従うこと。

(2) ＳＳのスタートはＣＰカードに記載された時分秒とし、競技役員の合図によりスタートする。

(3) 各競技者はＳＳスタート1分前までにヘルメット、安全ベルトの装着を義務づける。これに従わない場合は上記の装着完了までスタートを認めない。ただし、スタート予定時刻にスタートしたものとして計時する。

(4) ＳＳフィニッシュに於いてはＣＰの通過方法に準ずる。

## 第30条 計時方法

(1) 計時はすべて秒単位で行われる。

(2) 計時に使用する時計は、ラジオの時報を基準としたオーガナイザーの用意した時計とする。

(3) 各ＣＰのスタートはチェックカードに記入された時刻(時、分、秒)とする。

## 第31条 減点

(1) 各競技者の成績は減点合計の少ないものを優先する。同点の場合、競技会特別規則書に明記されていなければ抽選により決定される。

(2) 区間標準所要時間に対する遅早1秒につき1点の減点。

(3) スペシャルステージ区間は走行所要時間1秒につき1点の減点。

- ( 4 ) 第 2 3 条の C P 設置物に触れた場合は 1 0 0 点の減点。
- ( 5 ) C P 不成立の区間で他の競技車に影響を与えた第一原因者に対しては 1 0 0 0 点の減点。
- ( 6 ) 第 2 7 条 ( 6 ) に該当した場合は 1 0 0 0 点の減点。
- ( 7 ) 第 2 7 条 ( 7 ) によるミスチェックは 1 区間につき 1 0 0 0 点の減点。
- ( 8 ) C P またはフィニッシュ発見後、時間調整と見なされる停車をしたとき 1 0 0 0 点の減点。
- ( 9 ) S S における反則スタートは 1 秒につき 1 0 点の減点とし、それに関する抗議は受け付けない。

### 第 3 2 条 スタート

- ( 1 ) スタート ( T C 0 ) 前にスターティングエリアを設ける。これをパルクフェルメとする。クルーは自車のスタート時刻の 1 0 分前までにスターティングエリアに競技車両を進入させなければならない。これに遅れた場合スタートを許されないことがある。
- ( 2 ) クルー側の原因でスタート地点への到着が目標スタート時刻より遅れた場合、1 分につき 1 0 秒 ( 1 分に満たない時間は分単位に切り上げる ) のタイムペナルティが課せられる。1 5 分を超える遅着はスタートを認められない。1 分以上 1 5 分以下の遅着の場合、クルーは実際のスタート時刻の記入を受けてスタートする。
- ( 3 ) 各競技車両のスタートは、原則として 1 分の間隔を置いて行う。

### 第 3 3 条 移動区間

競技中、移動区間 ( スペシャルステージ ( 以下 S S ) 、タイムコントロール ( 以下 T C ) 及びパルクフェルメ以外の行程 ) において競技車両を牽引または運搬すること、あるいはクルー以外の第三者が競技車両を押して移動させることは禁止される。但し、安全上やむを得ない場合はこの限りではない。これに違反した場合は、競技会審査委員会の裁定により、失格を上限とした罰則が課される場合がある。

### 第 3 4 条 タイムカードの記入

- ( 1 ) スターティングエリア入口において、各クルーには 2 つの連続する T C の間を走行するために定められた目標所要時間が記入されたタイムカードが支給される。各クルーは最終 T C にてタイムカード綴りを提出する。各クルーはタイムカードを提出することと、記入された事項について責任を持つ。時刻の記入は常に 0 0 . 0 1 - 2 4 . 0 0 の形式で時・分単位を明記するものとする。( S S のフィニッシュにおける計時記録を除く )
- ( 2 ) タイムカードは常に提示できるようにしておき、コントロールではクルー自身が競技役員にカードを提出し、記入を受けること。
- ( 3 ) タイムカードの記入事項の修正はその権限のある競技役員によってのみ行われる。
- ( 4 ) いかなるコントロールにおいても、タイムカードへの時刻の記入、および押印または署名が確実に履行されなければならない。時刻が未記入であった場合は失格となる。

### 第 3 5 条 コントロールの手順と機能

すべてのコントロール、すなわち T C ( S S のスタート / フィニッシュを伴う場合を含む ) 、リグルーピングのコントロールは以下の方法で示される。

- ( 1 ) コントロールエリアの開始は黄色地の予告標識によって示される。予告標識から約 2 5 m 先に設置される実際のコントロールの位置は、予告標識と同一の図柄の赤色地の標識によって示される。さらに

約 25 m 先に設置されるコントロールエリアの終了は黄色地に黒の斜線が 3 本入った終了標識によって示される。

コントロールエリアはパルクフェルメとみなされ、いかなる修理も行なってはならない。またいかなる援助も受けてはならない。

競技車両は、タイムカードへの記入等に必要な時間を超えてコントロールエリア内に留まってはならない。

すべてのコントロールは最初の競技車両の通過予定時刻の 15 分前に開設され、最終競技車両の通過予定時刻の 15 分後に閉鎖される。ただし、競技長が別に定めた場合はこの限りではない。

クルーはコントロールの責任者の指示に従わなければならない。これを遵守しない場合は、競技会審査委員会の裁定により失格を上限とする罰則が課される。

(2) すべてのコントロールは本条付則(1)に示す規格に従った標識を使用して示される。

TC: 黄色地の No.1 の標識はコントロールエリアの開始を示す(予告標識)。そのコントロールの実際の位置は赤色地の No.1 の標識で示される。コントロールエリアの終了は黄色地の No.2 の標識で示される(終了標識)。

SS: スタート地点は赤色地の No.3 の標識で示される。計時の行われる実際のフィニッシュ地点は赤色地の No.4 の標識で示される。さらにその先(100 m 以上 300 m 以内)に設置された計時記録記入地点(ストップポイント)は、赤色地に“STOP”と表示された停止標識で示される。さらにエリアの終了は黄色地の No.2 の標識で示される。

(3) TC におけるチェックインの手順

チェックインの手順は、競技車両がコントロールエリアの開始を示す標識を通過した時点から始まる。

コントロールエリアの開始を示す標識からコントロールエリアを示す標識までの間はいかなる理由でも停車したり、異常な低速で走行してはならない。

実際の計時とタイムカードへの記入は、競技車両とその 2 名のクルーが当該コントロールエリア内にあり、設置された記入場所に到着した時にのみ行うことができる。

コ・ドライバーは、徒歩で自車の目標チェックイン時刻の 1 分前より早くコントロールエリア内に進入してもよい。さらに、目標時刻通りに自車をチェックインさせるためドライバーにコントロールエリアへの進入の合図を送ってもよい。

タイムカードの提出を受けた競技役員は時刻を記入する。その際に記入する時刻は、実際にクルーから競技役員にカードが手渡された瞬間の時刻とする。ただし下記に該当する場所はこの限りではない。

目標チェックイン時刻とは、ロードセクションを走行するために指定された目標所要時間に当該ロードセクションをスタートした時刻に加えたもので、分単位まで表示される。

競技車両が目標チェックイン時刻と同じ分、又はその前の分にコントロールエリアに進入しても早着ペナルティは受けない。

目標チェックイン時刻と同じ分にタイムカードを手渡した場合、早着及び遅着ペナルティは受けない。

例: 目標チェックイン時刻が 18 時 58 分の場合、チェックインが 18 時 58 分 00 秒から 18 時 58 分 59 秒の間に行われれば、目標時刻どおりに到着したものとみなされる。実際のチェックイン時刻と目標チェックイン時刻に差がある場合は下記のタイムペナルティが課される。

遅着: 1 分につき 10 秒(1 分に満たない時間は分単位に切り上げる)。

早着: 1 分につき 1 分(1 分に満たない時間は分単位に切り上げる)。

TC の責任者は、早着した競技車両が当初予定どおりの時刻にコントロールを離れることができるよう、

必要な時間だけ無効時間を設けることができる（ニュートラリゼーション）。

レグの最後のコントロールについては、タイムペナルティを課すことなく目標時刻より前にチェックインできるＴＣを設けることがある。この場合ロードブックに示される。その場合に記入される時刻は実際のチェックイン時刻ではなく当初予定されていた時刻とする。

クルーが上記 ～ の手順を遵守しない場合、及びコントロールエリアに目標チェックイン時刻の１分前よりも早く進入した場合には、コントロールの責任者は速やかに競技長に報告し、競技長はただちに競技会審査委員会に報告する。競技会審査委員会は適切な罰則を決定する。

### 第３６条 コントロールのスタート時刻

（１）次のロードセクションがＳＳを伴わない場合、タイムカードに記入されたチェックイン時刻がそのまま次のロードセクションのスタート時刻となる。

（２）但し、次にＳＳのスタートが続く場合は下記の手順が適用される。

この場合、当該ＴＣとＳＳのスタートコントロールは同一のコントロールエリアに含まれるものとし、標識は下記の通り示す。

—黄色地のＴＣ予告標識

—約２５ｍ先に赤色地のＴＣ標識

—５０～２００ｍ先に赤色地に閉じた旗のＳＳ標識

—約２５ｍ先に黄色地に３本斜線のコントロールエリア終了標識

当該ＴＣにおいては、チェックイン時刻に加えて、続くＳＳのスタート予定時刻も同時に記入される。原則としてチェックイン時刻の３分後とする。

その後、競技車両は速やかにＳＳのスタートコントロールへ移動する。スタートコントロールの競技役員は、ＳＳの実際のスタート時刻（通常は上記の予定時刻と同じ）を記入する。その後、第３９条に定められたスタート手順に従ってスタートさせる。

ＳＳ直前のＴＣに、２組以上のクルーが同じ分にチェックインした場合は、その前のＴＣの通過順に従ってＳＳの暫定スタート時刻を与える。もし、そのＴＣの通過時刻も同じである場合は、さらにその前に従うものとし、以下同様とする。

ＳＳフィニッシュ後、競技車両はストップポイントにてフィニッシュライン通過時刻と、続くロードセクションのスタート時刻の記入を受ける。ロードセクションのスタート時刻は、ＳＳのフィニッシュライン通過時刻の次の分とする。

### 第３７条 リグルーピングのコントロール

（１）競技ルート沿いにリグルーピングエリアを設置することがある。その出入口はＴＣ同様の方法で規制される。

（２）リグルーピングのコントロールに到着したら、クルーはスタート時刻の指示を受ける。それから速やかに車両をパルクフェルメ内に進入させること。パルクフェルメで指示された場所に停車したらエンジンを停止すること。

（３）リグルーピングエリア内では外部バッテリーでエンジン始動が行えるが、その後当該競技車両にそのバッテリーを搭載してはならない。

### 第38条 コントロールに関する失格規定

- (1) クルーは指示された順序に従って、かつ競技ルート of 進行方向でチェックインすることを義務付けられ、違反した場合は失格となる。
- (2) 下記の場合、当該車両は失格となる。
  - 各TCの目標チェックイン時刻に対し15分を超えて遅着した場合。
  - 各セクションにおいて、ロードセクションの遅着合計が30分を超えた場合。
- (3) いかなる場合も遅着時間と早着時間との差し引きは行われず、それぞれが独立してタイムペナルティの対象となる。従って、遅着時間の合計には早着時間は含まれない。
- (4) 競技会審査委員会は、競技長の提案があれば失格となる基準時間を増やすことができる。その場合、該当するクルーには速やかに通知される。
- (5) 上記(2)による失格は、セクションの終了時点で発表する。

### 第39条 SS (スペシャルステージ)

- (1) SS区間の計時は秒単位で行われる。
- (2) クルーがSSを逆走することは禁止される。違反した場合は失格となる。
- (3) SSのスタートは、スタンディングスタートとする。競技車両はエンジンのかかった状態でスタートライン上に停止し、スタートの合図を受ける。合図が出されてから20秒以内にスタートできない場合、当該車両は失格となり安全な場所へ速やかに移動される。
- (4) SSのスタート
  - スタートコントロールの競技役員は、クルーから提出されたタイムカードに当該車両のスタート時刻を記入し、これをクルーに戻す。その後クルーに充分聞こえる大きな声で30秒—15秒—10秒—5秒—4秒—3秒—2秒—1秒の順にカウントダウンする。
  - 最後の5秒が経過した瞬間に、スタートの合図が出される。競技車両はこれに従って速やかにスタートしなければならない。
- (5) SSのスタートは、不可抗力が生じた場合に限り、担当競技役員によってのみ遅らせることができる。
- (6) クルーまたは競技車両に起因してスタートが遅れた場合、担当競技役員によって新たな時刻が記入されるが、1分につき1分のペナルティが課される。
- (7) SS基準時間
  - 各SSには、オーガナイザーによりあらかじめ基準所要時間(分単位)が設定される。
  - 各SSにおいて基準所要時間から15分を超えてフィニッシュした場合(超過時間の算出は分単位[分未満切り上げ]とする)失格となる。
  - 各セクションごとにSS基準時間からの遅れが合計30分を超える場合は失格となる。
  - 競技会審査委員会は、競技長の提言があれば失格となる基準時間を増やすことが出来る。その場合、該当するクルーには速やかに通知される。
  - SSにおいて、競技車両がコースを塞ぎ、後続の競技車両が通過できない場合は、以下の処置とする。  
コースを塞いだ競技車両は失格となり排除される。後続の競技車両はSSのフィニッシュまで安全かつ速やかに進むこと。
- (8) 反則スタートを行った場合(スタートの合図よりも前に車両が前進した場合)、その行為はただちに競技会審査委員会に報告され、下記のタイムペナルティが課される。

最初の違反：１０秒

２回目の違反：１分

３回目の違反：３分

上記を超える違反は競技会審査委員会の裁定による。また競技会審査委員会は、必要な場合に上記タイムペナルティを重くすることができる。

（９）ＳＳのフィニッシュはフライングフィニッシュとする。黄色地の予告標識から停止標識“ＳＴＯＰ”までの間は停車が禁止され、これを遵守しない場合は失格となる。計時を行う競技役員は、フィニッシュライン（赤色地にチェッカーフラッグの図柄の標識で示される計時基準線）と同一垂直面上に配置され、競技車両の先端が横切った瞬間を計時する。

（１０）ＳＳのスタートにおいて、指示されたスタート時刻またはスタート位置に従わないクルーに対しては、競技会審査委員会は競技長の提言に基づき、１０分のタイムペナルティを下限とし失格を上限とする罰則を課す。

（１１）フィニッシュライン通過後、競技車両はストップポイントまで進み、タイムカードにフィニッシュライン通過時刻（時、分、秒）の記入を受ける。

（１２）ＳＳにおいてクルーの過失により時刻の記入が行えない場合は、下記の罰則が課される。

スタートにおける場合：失格

ストップポイントにおける場合：５分のタイムペナルティ

（１３）ＳＳにおいては、いかなる援助を受けることも禁止される。本規定に違反した場合、競技長の提言に基づき競技会審査委員会は当該クルーを失格とすることができる。

（１４）ＳＳの中止

何らかの理由により、全競技車両が走行を完了する前にＳＳを中止された場合は、クラス成立の可否を含め競技会審査委員会の決定に従い、全参加者に対し理由を付した公式通知を以って速やかに通知する。

（１５）競技クルーの安全

ＳＳで競技車両がやむを得ず停車した場合、クルーはその場所から少なくとも５０ｍ手前の目立つ場所と停車した競技車両の直前に反射式の三角表示板を配置し、後続車両に適切な合図を行わなければならない。

救急医療措置が必要な負傷を負っていない場合は、ロードブックの“ＯＫ”ページを少なくとも３台の後続車両に明瞭に提示すること。また他に援助を行おうとしている者があれば、それらに対しても同様に提示すること。本規定を遵守しない場合は競技会審査委員会の裁定により罰金（場合によってはその他の罰則）が課されることがある。

#### 第４０条 パルクフェルメ

（１）下記がパルクフェルメ規制の対象となり、いかなる整備、修理、燃料補給も禁止される。本規定に違反した場合には失格となる。

コントロールエリアに進入した瞬間から退出するまでの間。

ラリーの終了地点に到着した瞬間から、競技会審査委員会が車両保管の解除を認めるまでの間。

スターティングエリアまたはリグルーピングエリアに進入した瞬間から退出するまでの間。

（２）パルクフェルメを監視する競技役員以外はパルクフェルメに立ち入ることは認められない。但し、やむを得ない理由により競技役員が特に認めた場合はこの限りではないが、常に当該競技役員の監視下に置かれることとする。

( 3 ) スターティングエリア、リグルーピングエリアについては、クルーは自車のスタート時刻の 1 0 分前にパルクフェルメに立ち入ることができる。また、リグルーピングの停車時間が 1 5 分以内の場合は、クルーはリグルーピングエリアに留まることができる。

( 4 ) パルクフェルメへの搬入、搬出、およびパルクフェルメ内での移動のために車両を押すことができるのは、担当競技役員および当該クルーのみとする。パルクフェルメ内では外部バッテリーでエンジン始動が行えるが、その後当該競技車両にそのバッテリーを搭載してはならない。

( 5 ) 競技車両の破損が著しく、技術委員長が道路運送車両の保安基準に適合しないおそれがあると判断した場合、当該車両は技術委員長またはその代理指名を受けた競技役員の立ち会いのもと、指示された部分のみの修理をしなくてはならない。

( 6 ) 上記 ( 5 ) のために予定時刻通りパルクフェルメを退出できない場合はコントロールへの遅着とみなされ、1 分 ( 1 分に満たない時間は分単位に切り上げる ) につき 1 分のタイムペナルティが課され、当該クルーには新たなスタート時刻が与えられる。

( 7 ) 例外的な措置が必要な場合、技術委員長又はその代理指名を受けた競技役員の許可および立ち会いのもとで、クルーはスターティングエリア、リグルーピングエリアまたは、レグ終了後の車両保管場所に停車している間に、フロントウインドウおよびリアウインドウを交換することが認められる。この場合は、外部の援助を受けても構わない。

( 8 ) 上記 ( 7 ) のウインドウ交換を行うにあたり車体またはロールバーの修復が必要となり、外部の援助を受けてその修復作業を行った場合は、タイムペナルティが課される。

( 9 ) 上記 ( 7 ) および ( 8 ) の修理は自車のスタート時刻前に完了されていなければならない、これを過ぎた場合は上記 ( 6 ) が適用される。

( 1 0 ) 競技車両をパルクフェルメに停車させたら、クルーは速やかにエンジンを停止してパルクフェルメを退出しなければならない。クルーおよびチーム関係者がパルクフェルメに再入場することは許されない。

#### **第 4 1 条 競技結果**

( 1 ) 競技結果は S S で記録された所要時間と、ロードセクションその他で課されたペナルティタイムを合計して決定される。

暫定最終結果：当該ラリー終了後発表される暫定結果。

正式最終結果：暫定最終結果発表後、3 0 分が経過し、競技会審査委員会による承認を経た当該ラリーの公式結果。

( 2 ) 複数のクルーの最終成績 ( S S の所要時間とすべてのペナルティタイムを合計した時間 ) が同じである場合は、最初の S S でより少ない所要時間を記録したクルーが上位となる。これで順位が決定できない場合は 2 番目以降の S S の結果を順次比較して決定する。

#### **第 4 2 条 タイヤ交換**

タイヤ交換はサービスパーク以外で行なってはならない。但し、クルー自らが車載の道具類のみを使用して車載のスペアタイヤと交換する場合はこの限りではない。( コントロールエリアとパルクフェルメは除く )。この場合、外したタイヤは必ず車両に積んで持ち帰ること。また、スペアタイヤの搭載は 2 本までとする。

タイヤ交換に関する違反があった場合、競技会審査委員会の裁定により罰則が課されることがある。

#### 第43条 整備作業（サービス）の範囲

- (1) 車両用部品は下記のものに限り交換することが許される。
  - 1.タイヤ 2.ランプ類のバルブ 3.点火プラグ 4.Vベルト
- (2) 上記以外の整備については競技会技術委員長の許可がなければならない。
- (3) これらの整備作業（サービス）の行為はオーガナイザーの指定した場所、時間帯に限り行うことができる。
- (4) 参加車両の整備作業を行うことができるのは以下の者とする。
  - 1.当該車両のクルー 2.オーガナイザーが許可した作業員

#### 第44条 リタイヤ

競技から離脱した場合は直ちに最寄りの競技役員にリタイヤ届けを提出すること。提出が不可能な場合は電話等の手段で競技会事務局に連絡すること。

#### 第45条 罰則

競技参加者に於いて以下の行為をしたことがオーガナイザーに確認された場合に、失格を上限とする罰則を与える。

- (1) 対人あるいは対物事故を起こしたとき。
- (2) 道路交通法に違反したとき。
- (3) リタイヤの申告をせず競技から離脱したとき。
- (4) 走行マナー及び競技者としての態度や品行に問題があるとき。
- (5) チェックカード、タイムカードまたはコントロールシートを改ざんしたとき。
- (6) 車両規則違反が発見されたとき。
- (7) 競技車両またはその構成部品に施されたマーキングや封印等に手が加えられたり、それらが失われたりしたとき。
- (8) 競技中に、クルーまたは車両を変更したとき。
- (9) 参加者または関係者間で不正行為が行われたとき。
- (10) その他競技役員の重要な指示に従わなかったとき。
- (11) 競技中、車両に著しい損傷、欠陥等、保安基準に合致しなくなり競技役員からリタイヤを勧告されそれに従わないとき。
- (12) 参加申込書に虚偽の申請があった場合。
- (13) 第18条(1)(2)(4)(8)(10)(15)(16)に違反した場合。
- (14) 第43条に違反した場合。
- (15) CPへの逆入および指定コースを走行しなかったとき。
- (16) CPまたはフィニッシュ発見後、時間調整と見なされる徐行による他車への妨害をしたとき。
- (17) 各諸規則および本規定ならびに競技会特別規則書に関する重大な違反があったとき。
- (18) SSラリーに適用する罰則規定は付則 に記載する。

#### 第46条 競技内容の変更

競技中に公式通知によって前出の指示と異なる新たな指示が与えられた場合はそこに明示された範囲に限って新たな指示のみ有効とする。

#### **第47条 競技会の中止、延期、取り止め、打切り**

(1) 保安上または不可抗力による事情が生じた場合は競技会審査委員会の決定によって競技を中止または延期、途中取り止めることができる。

(2) オーガナイザーは参加申込み締め切り後、参加台数が20台に満たない場合は競技を中止または延期することができる。

#### **第48条 損害の補償**

(1) 参加者は参加車両およびその附属品が破損した場合ならびに第三者に損害を与えた場合、その責任を自己が負わなければならない。参加者はJAFおよびオーガナイザーならびに大会役員が一切の損害事故の責任を免除されていることを了承しなければならない。

すなわち大会役員はその役務に最善を尽くすことはもちろんであるが、もし参加者の負傷・死亡・その他車両の損害賠償などに対してJAFおよびオーガナイザーならびに大会役員が一切補償責任を負わない。

(2) 参加者が競技中に起こしたオーガナイザーならびに大会役員車およびその器材との事故はいかなる場合も参加者が責任をもって賠償するものとする。

#### **第49条 抗議**

(1) 参加者は自分が不当に処遇されていると判断するときにこれに対して抗議する権利を有する。ただし、本統一規則および特別規則に規定された参加拒否・審判員の判定・スタート順位および道路状態に対する抗議は受け付けない。

(2) 抗議申し立ては国内競技規則に従って文書によって行い、抗議料として1件につき20,300円を添え、競技長を経て競技会審査委員会に提出されなければならない。抗議料はその抗議が認められた場合にのみ返還される。

(3) 競技に関する抗議は競技者のゴール到着後30分以内に文書にて提出されなければならない。ただし、チェックカード及びタイムカードの記入事項に関する抗議はそれが交付された地点で1分以内に口頭で行い、記入事項の訂正を受けた場合はそのポストチーフの署名を得たもののみ有効とする。

(4) 車両検査に関する抗議は判定の直後に文書にて提出しなければならない。

(5) 成績に関する抗議は暫定結果発表後30分以内に文書にて提出しなければならない。

(6) 役務に付いている競技役員はたとえ抗議が提出されている場合でもそれと関係なく自分の義務と権限を正当に執行できる。

(7) 競技会審査委員会による抗議の裁定結果は審査委員長により関係当事者のみに口頭で通知される。競技会当日、競技会審査委員会の裁定が下されない場合はその暫定発表の日時・場所を発表し延期することができる。尚、抗議は1件につき代表者1名として上記の手続きを取らなければならない。

#### **第50条 権限の委譲**

本競技会に於いて、一部の競技役員は競技長および技術、コース、計時の各委員長の権限の委譲を受けることができる。

#### **第51条 賞典**

各クラス 1 ～ 3 位、J A F メダル、トロフィーまたは楯、副賞。その他賞典および賞典の内容は競技会特別規則書にて示す。

## 第 5 2 条 練習走行の禁止

公道での練習走行を禁止する。発覚した場合、J M R C 関東地域のラリーシリーズに参加を拒否することがある。

## 第 5 3 条 シリーズポイント及び表彰

### ( 1 ) シリーズポイント :

シリーズポイントは各クラス共ドライバー、ナビゲーターに対し下記のとおり得点を与える。

1 位 1 0 0 点、2 位 7 0 点、3 位 5 0 点、4 位 3 5 点、5 位 2 5 点、6 位 1 8 点、7 位 1 3 点、8 位 1 0 点、9 位 7 点、1 0 位 5 点、完走 3 点

合計特典の高い順に順位を決定する。尚、出走が 3 戦に満たない場合はシリーズ表彰の対象とならない。また全 1 0 戦中 9 戦のポイントを有効とする。

複数名の競技者が同一の得点を得た場合はその競技者が得た上位得点の回数の多いものを上位とする。尚、上位得点の回数が同一である場合は上位得点を早期に獲得したものを上位とする。

シリーズポイントは 5 台以上の出走で正規のポイントを与え、4 台以下の場合は下記の通りとする。

4 台の場合 : 1 位 7 0 点、2 位 5 0 点、3 位 3 5 点、4 位 2 5 点

3 台の場合 : 1 位 5 0 点、2 位 3 5 点、3 位 2 5 点

2 台の場合 : 1 位 3 5 点、2 位 2 5 点

1 台の場合 : 1 位 2 5 点

### ( 2 ) シリーズ表彰

シリーズ表彰は各クラスにおいてドライバー、ナビゲーター両部門を表彰する。

表彰は 6 位を上限とし各クラス平均参加台数の 5 0 % ( 小数点以下切り上げ ) とする。

( 3 ) 競技中にドライバーとナビゲーターが交代して乗務した場合、入賞してもシリーズポイントを与えない場合がある。

## 第 5 4 条 本規則の変更及び追加

本規則の変更および本規則以外の規定、指示は、競技会特別規則あるいは公式通知により表示する。

## 第 5 5 条 シリーズ罰則

第 4 5 条 ( 2 ) ( 3 ) ( 4 ) ( 8 ) ( 1 0 ) ( 1 1 ) ( 1 2 ) ( 1 5 ) ( 1 7 ) および第 5 2 条に違反した場合、本年度のシリーズポイントおよび当該シリーズ参加資格を剥奪する場合がある。

## 第 5 6 条 シリーズ表彰式

シリーズ表彰式を行う。日程については、後日書面にて発表する。

## 第 5 7 条 本規則の解釈

本規則ならびに競技会特別規則あるいは公式通知の解釈に疑義が生じた場合は競技会審査委員会の決定を最終とする。

## **第 5 8 条 本規則の施行**

本規則は 2 0 0 3 年 1 月 1 日より実施する。